

別 紙

答申第12号

答 申

第1 審査会の結論

山形県知事は、本審査請求の対象となった公文書のうち、次の部分を開示すべきである。

「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇開拓団引揚状況調」のうち、
収容された病院名、帰還（帰宅）年月日、帰還時に乗船した船の名前

第2 審査請求に至る経緯

1 審査請求人 〇〇〇〇氏は、平成29年12月26日、山形県情報公開条例（平成9年12月22日山形県条例第58号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により、山形県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇〇〇開拓団実態調査綴り」の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇開拓団引揚状況調」（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、以下に掲げる「（1）開示しない部分」を除いて公文書を開示する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、「（2）開示をしない理由」を付して、平成30年1月24日付け地福第1585号公文書一部開示決定通知書により、同日、審査請求人に通知した。

（1）開示をしない部分

個人の氏名、住所、本籍地、年齢、続柄、役職名、所属部隊名、収容された病院名、帰還（帰宅）年月日、帰還時に乗船した船の名前

（2）開示をしない理由

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは他の情報と照合することにより識別されうる、又は開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。（条例第6条第1項第2号該当）

3 審査請求人は、本件処分を不服として、平成30年2月21日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求（以下

「本件審査請求」という。)を行った。

- 4 平成30年4月23日、実施機関は、条例第22条の規定により、山形県情報公開・個人情報保護審査会に対して、当該審査請求に係る諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分のうち、「開示をしない部分」の中の「収容された病院名」、「帰還（帰宅）年月日」、「帰還時に乗船した船の名前」についての開示を求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、及び行政不服審査法第30条の規定により提出した反論書（以下「反論書」という。）において主張している審査請求の理由は、次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張

ア 実施機関は、開示をしない理由を「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは他の情報と照合することにより識別されうる、又は開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため」（条例第6条第1項第2号該当）としている。

イ しかしながら、「収容された病院名」、「帰還（帰宅）年月日」、「帰還時に乗船した船の名前」に関する名簿等の資料が存在しないため、条例第6条第1項第2号には該当しないと考える。

ウ 国立国会図書館、山形県内の全図書館や資料館を調べても存在しない。全国の古本屋の在庫を調べても見つからない。複数の専門家に確認しても「そのような名簿等を見たことがない」、「あったら教えて欲しい」との回答だった。

エ そもそも、〇〇開拓団の一次資料はわずかで、研究者もそれらの資料を探しているが見つからないのが現状だ。そのため、「開示することにより個人の権利利益を害するおそれがある」とは考えられない。その下で、過剰な範囲を非開示にすることは歴史の検証の妨げになり、不適切な対応と考える。

オ 個人情報保護法の趣旨は、相次ぐ個人情報の不正利用や情報漏えいに対する社会的不安を防止するためと理解するが、一方で、歴史的文書などに過度に適

(1) 弁明書における主張

- ア 本件公文書は、開拓団出身者等の第三者が当時の行動状況について詳細に綴った手記や、特定個人の足取りを県が第三者から聞き取りした記録及び名簿から構成されている。
- イ 一般的には、病院での治療履歴や帰還日、船名や乗船した者の氏名などについては、何らかの文書等に記録が存在する可能性があり、記録と本件公文書の内容とを照合して個人が特定されるおそれがある。加えて、開拓団出身者の生存者が、当時の状況を記憶していたり、開拓団出身者の遺族が当時の話を聞いていたりする可能性もある。
- ウ このため、他の情報と照合することにより個人を特定されるおそれがあり、条例第6条第1項第2号の「他の情報と照合することにより識別され得るもの」に該当することから、「収容された病院名」、「帰還（帰宅）年月日」及び「帰還時に乗船した船の名前に」についても不開示とした。
- エ 以上のとおり本件処分は、条例に基づき適正に処理されており、なんら不適切なものではない。

(2) 意見聴取における主張

- ア 弁明書における弁明理由の「何らかの文書」とは、個人の日記、遺言、自叙伝等、個人民間の資料を想定している。
- イ 遺族が語り継いだ記憶や情報、あるいは日記や遺言、自叙伝等として残された場合について、本件公文書の内容と照合して個人が特定されるおそれがあると考えていた。
- ウ 遺族や親族から聞いた開拓団に関する情報をインターネットに掲載している人の中には、資料を持っている人がいるかもしれない。
- エ 収容された病院側の資料も、将来的に発見される可能性があることも含めると、開示することに慎重になる。

第5 審査会の判断

1 本件開示請求に係る文書について

本件開示請求に係る文書は、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇開拓団引揚状況調」である。

2 本件事案の審査について

審査に当たっては、実施機関より意見を聴取するとともに、本件公文書についてインカメラ審理を行い、不開示の理由となった条例第6条第1項第2号への該当

性等について検討を行った。

なお、個人情報を審査対象としていることから、非公開で実施したところである。

3 条例第6条第1項第2号該当性について

条例第6条第1項第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは他の情報と照合することにより識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

実施機関は、本件公文書の開示しない部分について、開示しない理由を同号に該当すると主張しているので、以下、実施機関の主張に合理的な理由があるか検討する。

同号における「他の情報」との照合による個人識別性に関して、実施機関は弁明書において、「他の情報」とは何かについて明示していない。

また、実施機関は、意見聴取においても、「他の情報」として、遺族が語り継いだ記憶や情報、日記や遺言、及び自叙伝等を挙げ、これらの情報と照合することで個人の識別につながるおそれがあると主張しているが、これらの情報が残されているかもしれないとして、その存在の抽象的可能性に言及しているだけであり、それらの「他の情報」と照合することで、どのような機序によって特定の個人の識別につながり得るのかについての説明をもしていないことから、特定の個人の識別につながる具体的、現実的可能性を持ったものとは言えず、実施機関の主張には合理的理由が認められない。

また、このような抽象的可能性を理由にして情報を不開示とすることを認めれば、県民の県政に関する情報の公開を請求する権利を定め、県政について県民に説明する責務等を定めた条例の趣旨を没却させてしまう。

4 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 その他

審査請求人は、反論書において、実施機関が審査請求人に対して開示した箇所と、研究者に対して情報提供した箇所に差異があることで、実施機関が、条例の運用によって不開示箇所に差異を生じさせていると主張している。

しかしながら、実施機関は、審査請求人に対しては情報公開条例に基づく公文書の

開示決定等を行い、研究者に対しては、山形県個人情報保護条例（平成12年10月13日山形県条例第62号。以下「保護条例」という。）第6条第1項第6号の規定に基づく情報提供を、保護条例第6条2項の規定に基づき、学術研究目的以外の目的利用や第三者への情報提供の禁止等の条件を付与して行ったものである。

したがって、それぞれ異なる条例を根拠としているものであり、条例の運用によって不開示箇所には差異を生じているものではないため、審査請求人の主張は妥当でないと考える。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は別記のとおりである。

別 記

年 月 日	処 理 内 容
平成30年4月23日	諮問庁から諮問を受けた。
平成30年 5月8日 (第35回審査会)	事案の概要説明、及び事案の審議を行った。
平成30年 8月 9日 (第37回審査会)	事案の審議を行った。
平成30年 9月10日 (第38回審査会)	事案の審議を行った。
平成30年10月11日 (第39回審査会)	事案の審議を行った。
平成30年11月7日 (第40回審査会)	実施機関から意見を聴取した。 事案の審議を行った。
平成30年12月12日 (第41回審査会)	事案の審議を行った。
平成31年1月22日 (第42回審査会)	事案の審議を行った。
平成31年2月19日 (第43回審査会)	事案の審議を行った。

山形県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

任期：平成29年4月1日～平成31年3月31日

氏名	役職	備考
伊藤三之	弁護士	会長
和泉田保一	山形大学人文社会科学部准教授	会長職務代理者
伊藤春江	社会保険労務士	委員
須賀まり子	山形市教育委員	委員
渡辺麻里	弁護士	委員